

リサイクル等事業者情報提供事業 利用規約

(適用範囲)

第1条 この規約は、宮城県（以下「県」と言います。）が実施するリサイクル等事業者情報提供事業（以下「本事業」と言います。）において提供するサービス及びその利用に関し適用します。

(定義)

第2条 本規約において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

用語	意義
(1) 本規約	リサイクル等事業者情報提供事業利用規約
(2) 本サイト	県が運営する「みやぎリサイクル事業者ガイド」と称するウェブサイト
(3) 本サービス	本事業により提供するサービスのすべて
(4) 利用者	本サービスの利用者（個人又は法人を問いません。）
(5) リサイクル等事業者	産業廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分その他産業廃棄物のリサイクル等に携わる事業者
(6) 排出事業者	宮城県内に事業所を有する産業廃棄物の排出事業者
(7) 環境産業コーディネーター	県が産業廃棄物の3R推進等のために設置した会計年度任用職員（以下「EIC」と言います。）

(事業目的)

第3条 本事業は、県が産業廃棄物の3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）推進の一環として実施するものです。

(事業内容)

第4条 県は、排出事業者及びリサイクル等事業者並びに廃棄物の3Rに関する情報を収集し公表が必要かつ適切と認める情報を本サイトを通じて排出事業者及びリサイクル等事業者に提供します。

(本サービスを利用できる方)

第5条 本サービスを利用できる方は、次のとおりです。

サービスの種類	利用できる方
(1) 本サイトを閲覧できる方	インターネットに接続が可能であれば、誰でも閲覧することができます。
(2) 本サイトに情報を掲載できる方	第6条の定めるところにより登録を受けた排出事業者及び第7条の定めるところにより登録を受けたリサイクル等事業者

(排出事業者の登録等)

第6条 本サイトへの情報の掲載を希望する排出事業者は、本規約に同意した上で、本規約及

び県が定める方法により、登録することができます。

- 2 本事業に登録できる排出事業者は、エコフォーラムへの参加や県が実施する3Rに関する各種補助事業実施等を通して3Rの推進に努めている、県内に事業所を有する排出事業者とします。
- 3 本事業への登録については、次の各号に定める様式により行います。
 - (1) 様式第1号「リサイクル等事業者情報提供事業登録承諾書（排出事業者用）」
 - (2) 様式第2号「排出事業者情報」
- 4 第2項の規定により登録を受けた排出事業者（以下「登録排出事業者」と言います。）は、本事業への登録に当たり、自社の3Rの取組等に関する情報等を提供していただくこととします。提供された情報は、県の3R推進のために活用するとともに、本サイトに掲載します。
- 5 県は、登録排出事業者が本規約に違反した場合、廃棄物の不適正処理に関わった場合、事実と異なる情報を提供した場合及びその他3Rの推進に不適切と判断した場合には、登録を解除すると同時に当該事業者へ通知し、本サービスの提供を停止するものとします。
- 6 本サイトに掲載された情報は、前回情報更新日を基準として3年ごとに一斉に更新することとします。ただし、登録排出事業者から本サイトに掲載した情報の更新の申し出があるときは、いつでも更新することができます。
- 7 登録排出事業者は、様式第5号による登録削除申請書によりいつでも登録を解除できます。登録を解除した場合、本サイトに掲載された情報は削除されます。

（リサイクル等事業者の登録等）

第7条 本サイトへの情報の掲載を希望するリサイクル等事業者は、本規約に同意した上で、本規約及び県が定める方法により、登録を申し込むことができます。

- 2 本事業に登録できるリサイクル等事業者は、3Rの推進に努めている県内に事業所を有するリサイクル等事業者とします。
- 3 本事業への登録の申込については、次の各号に定める様式及び各許可証の写しを提出するものとします。
 - (1) 様式第3号「リサイクル等事業者情報提供事業登録申込書（リサイクル事業者用）」
 - (2) 様式第4号「リサイクル等事業者情報」
 - (3) 以下に定める許可証の写し
 - イ 産業廃棄物収集運搬業及び同処分業
 - ロ 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び同処分業
 - ハ 一般廃棄物収集運搬業及び同処分業
 - ニ 古物商の許可証
- 4 県は、前項の申込があったときは、当該申込に係る書類の審査及び現地確認調査を実施し、その内容を審査の上、本事業の目的に合致していると認める場合には登録を行います。なお、登録を更新する場合は、書類の審査のみとし、必要に応じて現地確認調査を実施します。おって、次のいずれかに該当する場合には、登録することができません。
 - (1) 申請事業者又は当該団体の構成員が、登録日から3年前の期間内に別表1に掲げる法令等及び別表1以外の事業者が遵守すべき各種法令のいずれかに違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分等を受けたことがあるとき。
 - (2) 別表1に掲げる法令等及び事業者が遵守すべき各種法令のいずれかに基づき、県又は市町村から文書による指導、指示又は勧告を受けたにも関わらず、これに従わないとき。

- (3) 県の現地確認調査を拒んだとき。
 - (4) 現地確認調査の際、状況確認のための写真撮影を拒んだとき。
 - (5) その他県が不適切であると認めたとき。
- 5 第3項の規定により登録を受けたリサイクル等事業者（以下「登録リサイクル等事業者」と言います。）は、自社の取り扱う事業内容等に関する情報を本サイトに掲載することができます。
- 6 本サイトに掲載された情報は、前回情報更新日を基準として3年ごとに一斉に更新することとします。ただし、登録リサイクル等事業者から本サイトに掲載した情報の更新の申し出があるときは、いつでも更新することができます。
- 7 本サイトに掲載された情報の更新については、第3項及び第4項の登録の場合について準用します。
- 8 登録リサイクル等事業者は、様式第5号による登録削除申請書によりいつでも登録を解除できます。登録を解除した場合、本サイトに掲載された情報は削除されます。
- 9 県は、登録リサイクル事業者が本規約に違反した場合、別表1に掲げる法令に違反した場合、廃棄物の不適正処理に関わった場合、事実と異なる情報を提供した場合及びその他3Rの推進に不適切と判断した場合には、登録を解除すると同時に当該事業者へ通知し、本サービスの提供を停止するものとします。

（登録リサイクル等事業者からの情報収集方法等）

第8条 県は、登録リサイクル等事業者から、3Rの推進に必要な企業情報を収集します。

- 2 登録リサイクル等事業者は、県から求めのあったときは、本規約及び県が定める様式により企業情報を取りまとめ、県に提出するものとします。
- 3 前項の規定により企業情報の提出があったときは、原則として、E I Cが現地確認調査をし、記入内容の確認、事業所の写真撮影等を行うものとします。
- 4 県は、収集した情報のうち、必要かつ適切と認められるものを、本サイトを通じて排出事業者及びリサイクル等事業者へ提供するものとします。
- 5 県は、提供を受けた情報を、本事業の目的以外の目的で利用しないものとします。ただし、次の場合は、この限りではありません。
 - (1) 登録排出事業者及び登録リサイクル等事業者の同意を得た場合
 - (2) 廃棄物の適正処理に関する調査等を行う場合
- 6 登録リサイクル事業者は、県に提供した情報に変更などが生じた場合は、県にその旨を連絡するものとします。

（利用料金）

第9条 本サービスの利用は、無料です。ただし、インターネットの接続費用その他の通信に係る費用は、利用者の負担となります。

（規約の変更）

第10条 県は、必要に応じ、いつでも本規約を変更することができるものとします。

- 2 変更後の規約は、県が別に定める場合を除いて、本サイト上に表示した時点からその効力を生じるものとし、当該時点以後は、変更後の内容のみ有効とします。

(知的財産権等)

第11条 本サービスを構成する素材（文字、写真等。以下「コンテンツ素材」と言います。）に関する一切の権利（所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティー権等）は、県又は当該権利を有する第三者に帰属します。

2 利用者は、コンテンツ素材について、一切の権利を取得することはないものとし、権利者の許可なく、所有権、著作権を含む一切の知的財産権、肖像権、パブリシティー権等のコンテンツ素材に関する権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとし、専ら私的利用目的でコンテンツ素材を利用する行為は、除きます。

3 この条の規定に違反して問題が発生した場合には、利用者は、自己の費用と責任において問題を解決するとともに、県に何らの迷惑又は損害を与えないものとし、

(個人情報)

第12条 県は、登録排出事業者及び登録リサイクル事業者から提供を受けた個人情報については、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）に基づき、適切に取り扱います。

(免責)

第13条 県は、本事業の利用又は不利用により利用者又は第三者が被った損害については、その理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとし、

2 県は、本事業で提供する情報等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関しいかなる責任も負わないものとし、

3 本事業により提供される情報に関し利用者が他の利用者又は第三者との間で紛争が生じた場合には、利用者は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、県に一切の損害を与えないものとし、

(その他)

第14条 本規約に定めのない事項については、県が別に定めます。

附 則

本規約は、平成20年7月29日から有効とします。

附 則

本規約は、平成26年2月14日から有効とします。

附 則

本規約は、平成26年9月18日から有効とします。

附 則

本規約は、令和2年4月1日から有効とします。

附 則

本規約は、令和5年1月31日から有効とします。

附 則

本規約は、令和5年10月2日から有効とします。

別表1（第7条関係）

- 1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 2 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 4 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 6 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 7 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- 8 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- 9 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）
- 10 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- 11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- 12 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- 13 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- 14 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）
- 15 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）
- 16 公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）
- 17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第44号）
- 18 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成17年宮城県条例第151号）
- 19 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- 20 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- 21 太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和4年宮城県条例第39号）
- 22 1から21までに掲げるもののほか、関係法令及び事業所が所在する地方公共団体における環境保全等に関する条例

様式第1号

リサイクル等事業者情報提供事業登録承諾書
(排出事業者用)

年 月 日

リサイクル等事業者情報提供事業事務局
宮城県環境生活部循環型社会推進課 宛て

会社名
本社所在地
事業所名
事業所所在地
代表者氏名
電話番号
(担当者氏名)

当事業所は、宮城県が実施する「リサイクル等事業者情報提供事業」の目的及び利用規約の一切を承諾します。

添付書類 様式第2号「排出事業者情報」

様式第3号

リサイクル等事業者情報提供事業登録申込書（新規・更新）
（リサイクル等事業者用）

年 月 日

リサイクル等事業者情報提供事業事務局
宮城県環境生活部循環型社会推進課 宛て

会社名
本社所在地
事業所名
事業所所在地
代表者氏名
電話番号
(担当者氏名)

当事業所は、宮城県が実施する「リサイクル等事業者情報提供事業」の目的及び利用規約の一切を承諾し、登録を申し込みます。

添付書類 ①様式第4号「リサイクル等事業者情報」

②許可証の写し

- イ 産業廃棄物収集運搬業及び同処分業
- ロ 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び同処分業
- ハ 一般廃棄物収集運搬業及び同処分業
- ニ 古物商の許可証

様式第5号

リサイクル等事業者情報提供事業登録削除申請書

年 月 日

リサイクル等事業者情報提供事業事務局
宮城県環境生活部循環型社会推進課 宛て

会社名
本社所在地
事業所名
事業所所在地
代表者氏名
電話番号
(担当者氏名)

当事業所は、宮城県が実施する「リサイクル等事業者情報提供事業」の利用規約に従って、
下記理由により登録の削除を申請します。

記

登録削除の理由